

要介護認定に関する資料提供の手続き (介護保険事業所)

要介護認定に関する資料（認定調査票及び主治医意見書）を介護保険事業所に提供する手続きは次の通りです。

◇問い合わせ

船橋市 介護保険課 認定審査係 資料提供担当
TEL. 047-436-2302 FAX. 047-436-3307

窓口交付の場合

【1】事前依頼票をFAX

所定の「要介護認定等資料提供 事前依頼票」に必要事項を記入し、介護保険課あてにFAXを送信してください。(FAX 047-436-3307)

※「要介護認定等資料提供 事前依頼票」の書式は船橋市ホームページに掲載しています。

※「要介護認定等資料提供 事前依頼票」では、個人情報保護のため、氏名の一部のみを記入していただきます。

【2】窓口で交付

窓口で交付を受ける際は、市役所介護保険課に次のものを持参してください。

※船橋駅前総合窓口センター・出張所・連絡所などでは交付できません。

(1) 資料提供申出書（原本）

(2) 現在有効な契約書（コピー可）

①契約書が「居宅介護支援等」の契約であることを示す部分（「契約の目的」部分）

②事業所および被保険者の押印部分

※上記①②について確認いたしますので、コピーを持参する場合は、両方の部分のコピーをお持ちください。

(3) 申出書を提出する方が事業所の従業員であることを確認できるもの（原本）

(次のAまたはBのいずれか)

A. 「事業所が発行する従業員証」（名刺不可）

B. 「申出書を提出する方の身分証明書」（介護支援専門員登録証や運転免許証など）と「事業所の従業員であることを確認できるもの」の両方

※介護支援専門員証だけでは提供できません

(4) コピー代（1面10円）

※現金をお持ちください。

【締切時刻と交付可能時刻】

前日午後4時までにFAX受信
⇒⇒⇒当日午前9時以降に交付

当日午前9時までにFAX受信
⇒⇒⇒当日午後4時以降に交付

※土曜休日などの閉庁日は除きます。
(例：月曜午前9時以降に交付できるのは
金曜午後4時までのFAX受信分)

※緊急にサービス利用を開始するなどの事情のある場合は、介護保険課認定審査係までご相談ください。

郵送交付の場合

次のものをすべて郵送してください。
(事前の FAX や電話連絡は不要です)

(1) 資料提供申出書 (原本)

(2) 現在有効な契約書の以下の部分のコピー

- ① 契約書が「居宅介護支援等」の契約であることを示す部分 (「契約の目的」部分)
 - ② 事業所および被保険者の押印部分
- ※上記①②の両方の部分のコピー

(3) 申出書を提出する方が事業所の従業員であることを確認できるもの (コピー)

(次の **A** または **B** のいずれか)

- A**. 「事業所が発行する従業員証」 (名刺不可)
- B**. 「申出書を提出する方の身分証明書」 (介護支援専門員登録証や運転免許証など) と「事業所の従業員であることを確認できるもの」の両方

※介護支援専門員証だけでは提供できません

(4) 返信先の事業所名・事業所住所を記入した返信用封筒

(次の **A** または **B** のいずれか)

- A**. 84 円切手を貼付した定型の封筒
- B**. 120 円切手を貼付した定型外の封筒

(5) 定額小為替 (金額は次の通り)

- ◇認定調査票のみ または
- ◇認定調査票および主治医意見書一式

件数	定額小為替
1 件	200 円分
2 件	300 円分
3 件	400 円分
(以降、1 件ごとに 100 円増)	

◇主治医意見書のみ

件数	定額小為替
1 ~ 2 件	50 円分
3 ~ 4 件	100 円分
5 ~ 6 件	150 円分
(以降、2 件ごとに 50 円増)	

※定額小為替はコピー代 (1 面 10 円) と切手 (重量により追加が必要となる分) に充当し、お釣りは切手で返送します。

※通常は上記の金額で足りませんが、1 件あたりの枚数が特に多く不足となる場合には、追加でお送りいただくことがありますのでご了承ください。

※定額小為替は、郵便局またはゆうちょ銀行で購入できます。

[送付先]

〒273-8501

船橋市湊町 2-10-25

船橋市役所 介護保険課 認定審査係
資料提供担当 あて

◆必要書類チェックリスト◆

- 資料提供申出書 (原本)
- 現在有効な契約書の以下の部分のコピー
 - ・ 契約書が「居宅介護支援等」の契約であることを示す部分 (「契約の目的」部分)
 - ・ 事業所および被保険者の押印部分
- 従業員証明書 (コピー)
- 返信用封筒 (切手を貼付)
- 定額小為替

※ポストに入れる前にもう一度確認をお願いします

よくある質問

- Q. 交付を受けることができる資料はいつのものですか?
- A. 直近のものです。更新申請・変更申請中で資料未確定の場合は、前回申請のものとなりますので、急がない場合は結果通知を確認してから資料提供申出をするようにお願いします。
- Q. 船橋市の地域包括支援センターからケアマネジメント業務委託を受けている利用者の資料の提供を受けられますか?
- A. 委託元の地域包括支援センターから提供を受けてください。

- Q. 無資格者 (介護扶助 10 割) の資料の提供を受けられますか?
- A. 介護保険の被保険者ではないので、生活支援課から提供を受けてください。
- Q. コピー代を切手で支払えますか?
- A. コピー代は市の歳入となりますので、現金にできない切手では支払えません。